

## 令和7年度 財源率及び事務費

### 1 短期経理

区 分		掛 金			負 担 金					合 計
		短 期 掛 金	介 護 掛 金	掛金計	短 期 負 担 金	公的負担	調 整 負 担 金	介 護 負 担 金	負担金計	
40歳未満 及び 65歳以上 の組合員	一般・特定消防組合員 ・市長・特別職	51.32	—	51.32	51.32	0.87	0.1	—	52.29	103.61
	職員団体の事務に従事する組合員	51.32	—	51.32	51.32	0.87	* 0.1	—	52.29	103.61
	共済組合の職員である組合員	51.32	—	51.32	51.32	—	* 0.1	—	51.42	102.74
	派遣職員（在職派遣職員）	51.32	—	51.32	51.32	0.87	0.1	—	52.29	103.61
40歳以上 65歳未満 の組合員	一般・特定消防組合員 ・市長・特別職	51.32	8.02	59.34	51.32	0.87	0.1	8.02	60.31	119.65
	職員団体の事務に従事する組合員	51.32	8.02	59.34	51.32	0.87	* 0.1	8.02	60.31	119.65
	共済組合の職員である組合員	51.32	8.02	59.34	51.32	—	* 0.1	8.02	59.44	118.78
	派遣職員（在職派遣職員）	51.32	8.02	59.34	51.32	0.87	0.1	8.02	60.31	119.65
後期高齢者医療に加入する組合員		2.52	—	2.52	2.52	0.87	—	—	3.39	5.91

① 「標準報酬月額（短期）」又は「標準期末手当等の額（短期）」に対する千分率（‰）

② 負担金のうち\* は地方公共団体が負担しない。

### 2 厚生年金保険経理

区 分	組合員 保険料	負 担 金			合 計	追 加 費 用
		厚 生 年 金	公的負担	負担金計		
一般・特定消防組合員・市 長・特別職	91.5	91.5	41.5	133.00	224.50	11.0
職員団体の事務に従事する組 合員	91.5	91.5	41.5	133.00	224.50	11.0
共済組合の職員である組合員	91.5	91.5	—	91.50	183.00	* 9.0
派遣職員（在職派遣職員）	91.5	91.5	41.5	133.00	224.50	11.0
継続長期組合員（退職派遣職員）	91.5	91.5	41.5	133.00	224.50	11.0

① 「標準報酬月額（厚生年金）」又は「標準期末手当等の額（厚生年金）」に対する千分率（‰）  
ただし追加費用は、4月1日現在の標準報酬月額の総額に12を乗じた額に対する割合

② 追加費用のうち \* は地方公共団体が負担しない。

### 3 退職等年金経理（年金払い退職給付）

区 分	掛 金	負担金	合 計
一般・特定消防組合員・市長・特別職	7.5	7.5	15.0
職員団体の事務に従事する組合員	7.5	7.5	15.0
共済組合の職員である組合員	7.5	7.5	15.0
派遣職員（在職派遣職員）	7.5	7.5	15.0
継続長期組合員（退職派遣職員）	7.5	7.5	15.0
後期高齢者医療に加入する組合員	7.5	7.5	15.0

「標準報酬月額（退職給付）」又は「標準期末手当等の額（退職給付）」に対する千分率：‰

#### 4 経過的長期経理

区 分	負担金	追加費用
一般・特定消防組員・市長・特別職	0.0939	1.4
職員団体の事務に従事する組員	—	1.4
共済組合の職員である組員	0.0939	* 1.1
派遣職員（在職派遣職員）	0.0939	1.4
継続長期組員（退職派遣職員）	0.0939	1.4
後期高齢者医療に加入する組員	0.0939	1.4

① 「標準報酬月額（退職給付）」又は「標準期末手当等の額（退職給付）」に対する千分率：‰  
 ただし追加費用は、4月1日現在の標準報酬月額の総額に12を乗じた額に対する割合

② 追加費用のうち\* は地方公共団体が負担しない。

#### 5 保健経理（福祉）

区 分	掛 金	負担金	計
一般・特定消防組員・市長・特別職	1.37	1.37	2.74
職員団体の事務に従事する組員	1.37	1.37	2.74
共済組合の職員である組員	1.37	1.37	2.74
派遣職員（在職派遣職員）	1.37	1.37	2.74
特定健診等費用：組員一人あたり		194円/年	

① 「標準報酬月額（短期）」又は「標準期末手当等の額（短期）」に対する千分率：‰

② 継続長期組員（退職派遣職員）の特定健診等費用は地方公共団体が負担しない。

#### 6 業務経理

区 分	負担金
事務費：短期組員及び後期高齢者等短期組員	285円/月
事務費：上記以外	513円/月
子ども・子育て拠出金	3.6‰

○ 子ども・子育て拠出金 3.6‰

厚生年金保険の区分中「一般・特定消防組員・市長・特別職」以外の組員について、標準報酬月額（厚年）及び標準期末手当等の額（厚年）の総額に子ども・子育て拠出金率を乗じた額が事業主の負担となります。

① 事務費は組員一人あたりの費用

② 子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の区分中「一般・特定消防組員・市長・特別職」以外の組員について、標準報酬月額（厚年）及び標準期末手当等の額（厚年）の総額に子ども・子育て拠出金率を乗じた額が事業主の負担額である。